

「こどもの権利」を町民みんなが知り、尊重できるように

こどもの権利を知ることはなぜ大切？

町では、こどもたちが生き生きと活動し、こどもたちの意見が尊重されるまちづくりを目指して、こどもを「保護の対象」としてのみ扱うのではなく、「権利の主体」として捉える意識を広めます。

こども自身の意見を大切にす文化がより深まる町となるため、こどもの権利条例の策定を進めます。

こどもの権利とは？

こどもの権利とは、すべてのこどもたちがもつ人権(権利)のことです。

○差別のないこと(差別の禁止)

○こどもにとって最もよいこと(こどもの最善の利益)

○命を守まられ成長できること(生命、生存及および発達に対する権利)

○こどもが意味のある参加ができること(こどもの意見の尊重)

この4つは、「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」という世界で最も広く受け入れられている人権条約に書かれている基本的な考え方で、「4つの原則」と呼ばれています



11月3日の町制施行90周年記念イベントでは「こどもの権利講演会」をはじめとしたこどもまんなかイベントを開催します。

と き:11月3日(月・祝)11:00~13:00

ところ:ラディアン ホール

【第1部 こどもの権利講演会】11:00~12:00

テーマ:「こどもまんなかってなんだろう？」

講 師:西崎 萌氏(一般社団法人 Everybeing 共同代表 こども家庭庁アドバイザー)

内 容:どうして今、こどもの権利が求められるのか?「こどもの権利」について、こども家庭庁アドバイザーを務める講師が分かりやすく解説。

【第2部 パネルディスカッション】12:10~13:00

テーマ:「こどもの声をきく

～現場から見てくる「こどもまんなか」～

出演者:【コーディネーター】西崎 萌氏

【パネリスト(各町民活動団体代表)】

・にのみや子どもの権利フォーラム

・助産院おさんぽ ・にのみや子ども自然塾

・こども版気候市民会議 ・町こども支援課員

【オブザーバー】こども家庭庁職員(依頼中)

○西崎 萌^{めぐみ}氏プロフィール

子ども支援専門の国際 NGO セーブ・ザ・チルドレンにて、子ども虐待の予防、こども基本法・こども家庭庁などの日本国内の子どもの権利保障、ODA や人道支援などの政策提言に携わる。(2024 年 12 月まで)
現在は、こども家庭庁アドバイザーとして、国や自治体における子どもの意見反映の仕組みづくりやファシリテーター養成等に従事。一般社団法人 Everybeing 共同代表。文京学院大学非常勤講師、全国子どもアドボカシー協議会理事。

上記のほか、生涯学習センターラディアン館内では、「ラディアンまるごと こどもまんなか」と題して各種イベントが開催されます。

条例策定
に向けて

こどもが自由に意見を言える「こども会議」を運営し、こどもの意見を広く取り入れた条例策定を目指します。

そのため、町内で**ファシリテーター**を養成し、子ども・若者が安心して意見を表明できる環境づくりを進めます。

※こども家庭庁のファシリテーター派遣、ファシリテーター養成講座を活用予定